

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度 観文観委第23号 5市2町街道観光ツアー造成・販売業務

2 委託業務の目的

この業務は、しずおか中部連携中枢都市圏（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下「5市2町」という。）の街道を軸とした地域ならではの「食」「体験」「歴史」で楽しむ街道観光ツアーを造成・販売し、首都圏から本市並びに周辺市町への誘客及び周遊促進を図り、滞在時間の延長、観光消費額の増加につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

契約日から令和8年2月27日（金）とする。

4 委託業務の内容

（1）5市2町街道観光ツアーの造成

- ①首都圏発着型の1泊2日の街道観光ツアーを2コース造成すること。
- ②造成にあたっては、下記のとおり、東海道の歴史・文化、体験、地域ならではの食を含む内容とすること。
 - 街道に根差したストーリー性やテーマ性を持たせる。
 - 現地でしか食べられない、現地だからこそできる希少性や限定感を生み出す。
 - 体験を組み合わせた高付加価値なコンテンツの提供。
 - 日本遺産等の既存の街道コンテンツと融合させた新たなコンテンツの造成。
- ③ツアーの主なターゲットは、首都圏エリアとする。
- ④コースの設定は、受託者の提案をベースに、委託者から提供された過去のモニターツアーの結果等を踏まえ、協議の上決定する。

（2）首都圏メディア向けプレスツアーの実施

- ①（1）で造成したツアーについて、首都圏に事務所を有するマスメディア等（新聞、雑誌、web及びこれらの制作会社等）関係者を対象にプレスツアーを実施する。
- ②参加募集にあたっては、記事掲載を前提として募集を行うこと。

なお、掲載に係るプロモーション費用については当該委託料で賄うこととする。
- ③プレスツアーは各コースにつき1回とし、各回の参加数は5社程度とする。
- ④プレスツアー実施に係る経費は当該委託料の中で賄うものとし、参加者からの費用は徴収しないものとする。（ただし、国内旅行傷害保険料は委託者が別途支払う）
- ⑤プレスツアーの企画、調整、手配、運営等の一切の業務を受託者が行う。

（3）5市2町街道観光ツアーの販売

- ①造成した街道観光ツアーの販売を行う。ツアーの販売代金には所定の旅行業務取扱料金を含んだ額を設定し、販売により得られた収入は受託者の収入とする。

②販売にあたり首都圏を中心に SNS、WEB 等を用いて販売プロモーションを実施し、委託者が別に実施する「日本橋しずおか食堂」をプロモーションの場として活用すること。

【参考】「日本橋しずおか食堂」概要

5 市 2 町の特産品を、東海道の起点である東京・日本橋の飲食店に提供し、特別メニューとして期間限定で販売する。（開催期間は令和 7 年 11 月上旬から 12 月上旬の 1 か月を予定）

5 実施報告書等の作成

受託者は業務の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、正副 2 部および原稿等データ（CD）1 部を提出すること。

6 業務実施に関する留意事項

- （1）業務の実施にあたっては、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- （2）受託者は、業務を円滑に遂行するために逐次委託者と連絡調整を行い、本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、委託者と協議の上対応するものとする。